「2024 年中国専利調査報告」の概要紹介

2025 年 2 月 6 日
JETRO 香港事務所

2025 年 1 月 22 日、国家知識産権局（CNIPA）から、「**2024 年中国専利調査報告**」（2024 年中国专利调查报告[1]）（表紙等も含め全 175 頁）が公表された。

本報告は、2023 年末時点で有効な専利[2]を対象としたアンケート調査[3,4]の結果をまとめたものであり、主な調査結果は以下のとおり。（[　] 内の数字は前年比）

（1）企業による専利創造への投資は引き続き増大、新興産業の革新は活発。

① 研究開発により産み出された発明専利の割合は 86.6%［1.8%増］（増加傾向）。うち、自主研究開発 93.0%、共同研究開発 5.8%、受託研究開発 1.2%。

② 研究開発費が 10 万元未満、50 万元～100 万元未満、100 万元以上である発明専利の割合は、順に 35.1%［3.1%減］、18.2%［0.6%増］、17.8%［0.2%増］。

③ 大学や研究機関と連携している企業の割合は 41.0%。うち、企業ニーズに応じた共同研究は 47.6%［4.7%増］、大学等への委託研究は 42.3%［14.4%減］。

（2）企業の専利産業化率は引き続き向上、産業化による収入は持続的に改善。

① 企業の発明専利の産業化率[5]は 53.3%［2.0%増］（5 年連続増加）。他方、実用新案専利、外観設計専利は、それぞれ 54.9%［2.2%減］、63.5%［2.5%減］。

② 大企業の発明専利の産業化率は 53.3%［3.2%増］。他方、中型、小型、微型の企業は、順に 61.4%［3.5%増］、57.8%［3.9%増］、36.7%［2.9%増］。

③ 企業の発明専利の産業化による平均収入[6]は 869.5 万元/件［4.8%増］。戦略的新興産業、未来産業では、それぞれ 939.1 万元/件、1132.7 万元/件。

④ 専利産業化の制約要因として資金・設備・用地の不足を挙げた企業の割合は 44.8%［19.9%増］。税・手数料の軽減政策の強化を期待する企業が 50.0%。

---

1 （原文）https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/22/art_88_197320.html
2 発明専利（特許）、実用新案専利（実用新案）、外観設計専利（意匠）を含む総称。
3 （参考）2023 年度版概要 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20240417.pdf
4 アンケートは専利権者向けと専利向けの 2 種類あり、前者を 15,715 通、後者を 45,839 通（うち特許 32,869 通、実用 8,606 通、意匠 4,364 通）配布。回収率はそれぞれ 80.9%、82.7%。
5 製品の市場投入を通じて使用された専利数／所有している有効な専利数、の割合のこと。
6 専利権の使用で得られた収入だけでなく、他者に専利を実施許諾したことによる収入等も含む。

（３）専利保護環境は引き続き最適化、多様な保護が有効。

① 国内で専利権侵害に遭遇した専利権者の割合は 8.0%［1.3%増］。権利擁護措置を講じた専利権者の割合は 84.1%［1.0%増］。権利擁護手段は多様化の傾向。

② 専利権侵害訴訟に関与した中国企業の割合は 3.0%［0.6%増］。賠償、調停または和解の額が 500 万元以上の事件の割合は 9.5%［1.1%増］。

③ 企業の満足度について、行政処理、仲裁調停、裁判所訴訟の割合は、順に 81.5%、80.5%、79.9%。他方、自主協議、警告は 65.0%、55.9%で相対的に低い。

（４）企業は積極的に国際市場の変化に適応、国際経済貿易競争に積極的に対応。

① 海外で知財権紛争に遭遇した企業の割合は 2.7%［0.3%増］。大型企業で最も高く 7.5%［0.1%増］。産業別で見ると、デジタル経済に関連する製造業が高い。

② 今後 1 年間で海外への専利出願が増加見込みの企業の割合は 7.2%［2.6%減］。

③ 海外の専利を利用した企業の割合は 2.2%［0.3%減］。海外に専利を実施許諾・譲渡した割合は 0.8%［－］。大型企業では 5.3%［1.2%減］、2.1%［0.1%増］。

④ 海外で不当な待遇や差別的な制限行為の影響を受けたと考える企業は 4.8%。その対応として、研究開発投資の増加は 77.8%［2.9%増］、政策遵守の強化は 61.6%［7.2%増］、関連する国・地域の市場放棄は 3.9%［3.7%減］。

（５）企業は積極的にグリーン技術革新を推進、当該技術の転化運用の強化が必要。

① 既にグリーン技術革新を展開している企業の割合は 24.5%。計画策定済み企業は 23.0%で、合計で約 5 割。エネルギーまたは高エネルギー消費の業界で高い。

② グリーン低炭素専利は、非グリーン低炭素専利よりも、比較的、研究開発サイクルが長く、研究開発費が高く、平均発明者数が多く、産業化率が低い傾向。

（６）デジタル経済産業は専利保護をより重視、渉外知財権問題には注意が必要。

① デジタル経済分野の企業は、全体水準に比べて、産学研連携の革新を展開する割合が高い（27.9%に対して 41.0%）。

② デジタル経済分野の企業は、非デジタル経済分野の企業よりも、専利権侵害に遭遇した割合や権利擁護措置を講じた割合が比較的高く、また、海外で不当な待遇等の影響を受けた割合（デジ：7.8%、非デジ：3.5%）や海外で知財権紛争に遭遇した割合（デジ：4.4%、非デジ：2.3%）は約 2 倍。米国での紛争が 74.7%。

なお、前年に引き続き、大学と研究機関の産業化率は掲載されていない。（以上）